

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 465,306	千円 87,579	千円 53,442	% 11.5	% 13.2

(注) 本県において資本勘定支弁職員はいない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 7	千円 25,153	千円 7,797	千円 9,476	千円 42,426	千円 6,061

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 形 県	37.0 歳	306,298 円	505,071 円
団 体 平 均	44.8 歳	342,485 円	526,014 円
事 業 者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形県(工業用水道事業)		山形県(普通会計職員)	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,354 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,633 千円	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 1.95 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 1.95 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

山形県(工業用水道事業)			山形県(普通会計職員)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	19.489 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
県内全市町村	0 %	7 人	0 %
平均支給率	0.0 %	-	0.0 %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		168 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		33,560 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		71.4 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度実績)	左記職員に対する支給単価
		(1) 一級の作業に該当するもの ① 積雪等のため徒歩又はスノーモビルで山越えをする必要のある箇所におけるパトロール ② 回転翼航空機に搭乗して行うパトロール ③ 水圧管充水時の水車ケーシング及びドラフトチューブ内における点検作業	0 千円	日額 1,000円(著しく危険な環境等において行われた場合300円加算)
		(2) 二級の作業に該当するもの ① 傾斜30度以上の場所における作業 ② 崩壊又は落盤のおそれのある場所における作業 ③ 高圧の活線作業及び高圧の電気工作物の取扱作業 ④ 転落のおそれのある場所における作業 ⑤ 地上又は水面上10メートル以上の高所における作業		

危険作業手当	企業局職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ クレーン作業及び玉掛け作業</li> <li>⑦ 水上又は水中における作業</li> <li>⑧ 酸素欠乏のおそれのある場所における作業</li> <li>⑨ 高速回転、高圧又は高温の機器の取扱作業</li> <li>⑩ 毒物、劇物又は特に危険性を有する薬品の受入れ及び取扱作業</li> <li>⑪ 完全に薬品が除去できない構造の水道用薬品関係設備の取扱作業</li> <li>⑫ 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項第6号及び第7号に規定する緊急自動車の運転作業</li> <li>⑬ 交通を遮断することなく交通の頻繁な道路上において行う作業</li> <li>⑭ 特に著しい粉じん、汚水、汚泥、廃液その他人体に有害な物質等が発生し、又は排出される場所における作業</li> <li>⑮ 発電所の建設工事現場における作業</li> <li>⑯ 自然災害又は事故が発生し、又は発生するおそれのある場所における作業</li> <li>⑰ 木川ダムの堤体又は付属機器の点検及び管理作業</li> </ul>	168 千円	日額 500円(著しく危険な環境等において行われた場合300円加算)
用地等交渉業務手当	企業局職員	用地の取得及び借上げ、支障木の伐採並びにこれらに伴う補償に関する現地における特に困難な交渉業務	0 千円	日額 1,000円(時間外に行われた場合 1,500円)
		<p>(1) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延の防止のために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち豚熱のまん延防止のために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業</p>		<p>日額 380円(牛又は豚のと殺に従事した場合 760円)</p> <p>日額 290円</p>

<p>防疫作業手当</p>	<p>企業局職員</p>	<p>(3) 感染症のまん延を防止するための作業に従事する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項まで及び検疫法(昭和26年法律第201号)第2条に定める感染症(特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。)並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合の感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業</p>	<p>0 千円</p> <p>日額 290円 ただし、次に掲げるものに従事したときは、日額 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は長時間にわたり新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円) (1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養を行う施設内において当該感染症の患者に接して行う作業 (2) 宿泊療養施設内において行う新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業 (3) 宿泊療養施設内において行う当該施設の運営に関する作業であつて、1日の勤務時間の全部又は大部分を当該施設内に留まって行うもの (4) 前3号に掲げる作業に相当する作業で管理者が認めるものに従事したとき</p>
---------------	--------------	--	--

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	4,071 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	582 千円
支給実績（令和3年度決算）	3,041 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	435 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・ 給料表別、職務の級別、区分別に定められた額を支給	同じ		0 千円	0 円
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・ 扶養親族たる配偶者、父母等6,500円(行政8級職員等にあつては3,500円、行政9級職員等に対しては支給しない)、扶養親族たる子10,000円 ・ 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同じ		576 千円	192,000 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・ 借家:家賃に応じた額(28,000円限度) ・ 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の額の2分の1(月額)	同じ		492 千円	492,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補填するために支給される手当 ・ 交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり・最高55,000円) ・ 交通用具使用者:通勤距離区分に応じた額(月額・最高53,000円)	同じ		1,242 千円	177,429 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当 ・ 基礎額(30,000円)+距離区分に応じた加算額(最高70,000円)(月額)	同じ		0 千円	0 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給される手当 ・ 給料及び扶養手当の月額に、級地区分に応じた支給割合(2%・6%)を乗じて得た額(月額)	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当 ・ 1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・ 1回当たり6,300円(勤務時間が5時間未満の場合3,150円)	同じ		977 千円	195,300 円

管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日等に勤務した場合に支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理職手当の支給割合に応じた定額</li> </ul> <p>(勤務を要しない日等: 1回当たり最高・部長級12,000円)  (勤務を要しない日等以外の日の午前零時から午前5時: 1回当たり最高・部長級6,000円)</p>	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	<p>寒冷地に在勤する職員の生計費が寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために設けられた手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額(月額・最高17,800円)</li> </ul>	同じ		271 千円	67,870 円